

「受講中止」または「一時停止」届

年　月　日

中　止	<input type="checkbox"/> 2026年4月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月 <input type="checkbox"/> 2027年1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月 より、下記「講座」の受講を「中止」するので、ここに届け出ます。
一時停止	_____年_____月　から　_____年_____月　まで 下記「講座」の受講を「一時停止」するので、ここに届け出ます。
本「届」提出期限と受講料支払い等について ・中止 =チャイルドクラブでは会員規約第10条によって、年度途中で受講を「中止」する場合、すでに領収済みの「受講料」等で一日も受講しない月額分の受講料を返金することになっております。 ただし、送金の場合、送金手数料を負担していただきます。また、この届け出用紙の提出は受講中止 <u>1ヶ月以上前</u> に限ります。 ・一時停止 =また、同様に第11条によって、受講年度内に定員枠を確保しながら、受講を一時的に「停止」する場合も、すでに領収済みの「受講料」の半額を翌年度に「繰り越し」または「返金送金」していきます。送金手数料はご家庭の負担です。ただし、この用紙の提出は受講一時停止実施 <u>1ヶ月以上前</u> 、期間は年度内に2ヶ月以内に限ります。詳しいことは「会員規約」をご覧下さい。 ・「入会金」や「年間教材費」は対象外です。また、会員期限終了後は再受講の時、再入会の手続きが必要です。	

(フリガナ) 受講生氏名		性別	男	生年月日	(年)	(月)	(日)	
					平			
受講中止 講座名 印をつけて下さい	【英語教室】 <input type="checkbox"/> 英語教室 2 火 15:30 ~ 16:00 <input type="checkbox"/> 英語教室 3 水 15:30 ~ 16:15 <input type="checkbox"/> 英語教室 4 火 16:00 ~ 17:00 <input type="checkbox"/> 英語教室 5 水 16:15 ~ 17:15 【英検教室】 <input type="checkbox"/> 児童英検 Bronze 木 16:00 ~ 16:45 <input type="checkbox"/> 児童英検 Silver 木 16:55 ~ 17:40 <input type="checkbox"/> 児童英検 Gold 木 16:55 ~ 17:40 <input type="checkbox"/> 英検5級 木 17:50 ~ 18:35		【造形絵画教室】 <input type="checkbox"/> 造形絵画 4 月 16:00 ~ 16:45 <input type="checkbox"/> 造形絵画 5 月 16:50 ~ 17:35 <input type="checkbox"/> 造形絵画 小学 月 17:40 ~ 18:25 【書道教室】 <input type="checkbox"/> 書道教室 月 16 月 16:00 ~ <input type="checkbox"/> 書道教室 月 17 月 17:00 ~ <input type="checkbox"/> 書道教室 月 18 月 18:00 ~ <input type="checkbox"/> 書道教室 金 16 金 16:00 ~ <input type="checkbox"/> 書道教室 金 17 金 17:00 ~ <input type="checkbox"/> 書道教室 金 18 金 18:00 ~ 【日本舞踊教室】 <input type="checkbox"/> 日本舞踊 幼児 木 16:00 ~ 17:00 <input type="checkbox"/> 日本舞踊 小 木 16:00 ~ 17:00					
備考	受付	園長	経理	先生	理事長			

チャイルドアカデミー上社保育園「チャイルドクラブ」

会員規約

第1条(名称)

当会はチャイルドアカデミー上社保育園の「チャイルドクラブ」(以下「当クラブ」といいます)。

第2条(会員)

- 1 本会員規約ならびに別に定める「病後児保育利用規程」と「病児保育利用規程」を承認し、入会を申し込まれた方で当クラブが入会を承認した方を「会員」とします。
- 2 「会員」には
 - ① Regular(レギュラー)会員と② Friendship(フレンドシップ)会員があります。
 - 「Regular」会員は名古屋市承諾児童保護者が入会された場合です。
 - 「Friendship」会員は一般入会者で名古屋市民の方でも、名古屋市外の居住者の方でもどちらでも入会できます。
 - なお、名古屋市承諾児童保護者が当クラブに入会されることは自由ですが、この場合、当クラブの「公益事業」のご利用をしていただけませんのでご了承ください。
- 3 「会員」が登録されたお子さまを「登録児童」(入会毎に一名登録)、家族を「家族会員」といいます。
- 4 「会員」と当クラブとの契約関係は当クラブが入会を承認し、入会金をお支払いいただいた時に成立します。

第3条(目的)

当クラブの目的は「会員」が「登録児童」の保育または英会話・カルチャー教室受講を委託し、当クラブがこれを受託することです。

第4条(遵守事項)

当クラブは「会員」に対し児童福祉法等ならびに「会員」の希望を尊重し、誠実に前条の受託業務を行なうことを誓約します。

第5条(入会金・年会費)

- 1 「会員」は当クラブへの入会時に、別に定める入会金を支払うものとします。
- 2 「会員」は毎年、別に定める年会費(4月1日～翌年3月31日分)を期日までに支払うものとします。
- 3 すでに支払い済みの入会金・年会費は会員資格終了になった場合でも、その理由の如何を問わず返却いたしません。

第6条(保育と英会話・カルチャー教室の内容)

- 1 当クラブが行う「登録児童」にたいする保育または英会話・カルチャー教室の内容は原則的に当クラブの方針に委ねられます。
- 2 ただし、「会員」は当クラブに保育または英会話・カルチャー教室の内容についての説明を必要に応じて求めることができます。

第7条(委託の方法)

- 1 「会員」は当クラブの別に定める「ご利用のしくみ」と「運営要項」等の諸規定にしたがって、月々または日々に「登録児童」の保育委託または英会話・カルチャー教室受講をおこなうことができます。
- 2 当クラブは前項の諸規定を適時、改訂することができます。

第8条(委託料または受講料等)

- 1 「会員」は当クラブに対し、委託料または受講料(完全前納制)を支払うこととします。
- 2 委託料または受講料の計算は当クラブの定める該年度の保育料金または英会話・カルチャー教室受講料ならびにその他の諸経

費料金、および消費税額をもって行います。

- 3 「会員」は所定の手段と方法に従って、前項の合計金額を原則として自動引き落としで支払います。
- 4 自動引き落とし対象口座は、三菱 UFJ 銀行口座に限ります。
- 5 引き落としの際に手数料をご負担頂きます。

第9条(年度途中の受講開始)

年度途中の受講開始の場合も、受講料や教材費の支払いは完全前納制とし、原則として受講開始から3ヶ月毎の支払いとします。1日でも受講すればその月分の支払いが発生します。

第10条(年度途中の受講中止)

- 1 年度途中に受講を中止したい場合は、受講中止1ヶ月前までに所定の文書によって通知があれば、月割り計算で受講が済んでいない月の分の受講料金と月別教材費の総額を、「銀行振込」(手数料は会員負担)にて払い戻しをします。ただし、1日でも受講すれば、その月の分は返金できません。
- 2 なお、支払い済みの入会金・教材費はいかなる理由でも返金できません。

第11条(年度途中の一時中止、再開)

- 1 年度途中に、定員席を確保しておき、受講を確実に再開したい趣旨による「受講一時中止」を希望する場合も、受講中止1ヶ月前までに所定の用紙で申請することができます。
- 2 ただし、受講一時中止期間中の、該当月分の受講料金の「半額」を徴収することとし、残りの半額および月別教材費は「繰り越し」または「返金」出来ることとします。
- 3 また、受講一時中止の対象期間は年度内に最大でも2ヶ月までとします。ただし、1日でも受講対象日があれば、その月は中止月とすることはできません。
- 4 なお、「繰り越し」された総額は、新年度受講段階で新年度受講料金の一部に充当されるか、新年度受講がない場合は3月31日以後、「銀行振込」(手数料は会員負担)にて返金されるものとします。

第12条(機密遵守)

当クラブは「会員」の個人情報に関しては園外に漏洩しないことを誓約します。

第13条(会員資格の期間)

- 1 「会員」の資格は当クラブが入会承認の日からその年度終了の3月31日までとします。
- 2 期間満了までに、「会員」または当クラブ双方から、何らの意志表示のないときは「会員」の資格は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第14条(届出事項の変更)

- 1 「会員」が当クラブに届出た氏名、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、お支払い口座、「家族会員」等に変更が生じた場合は、遅滞なく、当クラブ宛に所定の届出用紙(様式4)により手続きしていただきます。
- 2 ただし、当クラブへの電話での連絡などにより届出ることもできます。

第15条(会員資格の終了)

- 1 「会員」は退会届(様式5)を提出して、いつでも、自由に会員資格を終了できます。
- 2 保育目的に入会された会員の会員資格は「登録児童」が小学校に入学する年の3月31日に自然終了されますが、「学童保育申込

書」を提出して卒園後の特別保育延長を希望される場合は最大で小学校6年生まで会員資格を延長できます。(卒園時月決め保育児童以外も入会が可能です)

- 3 また、「登録児童」に英会話・カルチャー教室受講を続けさせたい会員は登録児童が英会話・カルチャー教室の募集対象外の年齢になるまで会員資格を延長することができます。

- 4 会員資格は翌年度の年会費を前年度3月末日までに支払わなかった場合、終了です。

- 5 会員資格は当クラブからの郵送物返送など、「会員」の現住所が不明となり、連絡不能となった日に終了されます。

- 6 会員資格は月々の料金が引き落としきれなかった場合で、振り込み用紙の送付後、さらに期日内に入金確認が取れない場合は自動的に「会員資格」が消滅いたします。

- 7 当クラブは「会員」がこの規約のいずれかの条項または当クラブの定める諸規定に違反した時は会員資格を終了させができるものとします。

第16条(債務の継続)

「会員」は会員資格終了時でも、すでに発生している債務のすべてを当クラブに支払わなくてはならないものとします。

第17条(責任範囲)

- 1 当クラブは「登録児童」の保育受託中または英会話・カルチャー教室受講中に「設備の不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよび提供した飲食物等により」、登録児童の「身体に障害を与える、または財物損害を与えた」ことが明らかな場合にそなえ、当クラブが会員に支払うべき「法律上負担すべき損害賠償金」を用意するために施設賠償責任保険に加入することを義務とします。
- 2 当クラブ加入の保険会社が当クラブの「過失」=「法律上負担すべき損害賠償金」の支払い義務を認めず、保険金支払いをしない場合は当クラブの責任範囲外とします。

- 3 本条にかかわり、当クラブ・保険会社ならびに会員との間で、見解の相違がある事象が発生した場合は法律の定めるところに従つて、関係者が誠実に話し合うものとします。

第18条(合意管轄裁判所)

本規約に基づく「会員」と当クラブの取引に関する訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

第19条(規約の変更・承認)

本規約の変更是当クラブから変更内容を通知または新会員規約を送付した後に、「登録児童」の保育委託または英会話・カルチャー教室の新申し込みをしたときは変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第20条(規定外条項)

この規約に定めのない事項が発生したとき、またはこの規約各条項の解釈について疑義が生じたときは会員の代表と当クラブが協議して定めることとします。

第21条(付則)

この規約は令和2年4月1日から「修正」有効とします。